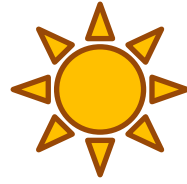


障害者



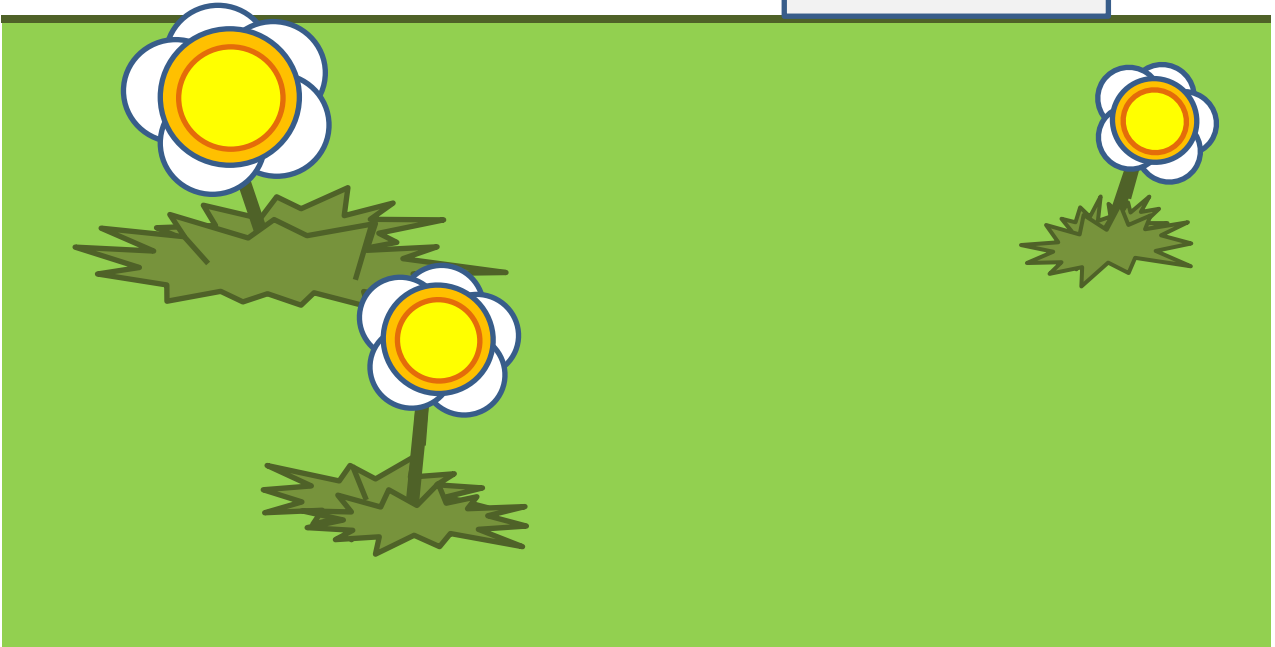
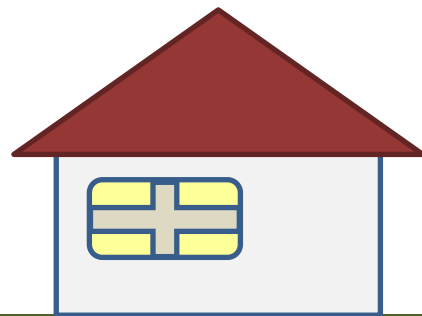
総合支援法の



サービス

ガイドブック

2016
津山市版



障害者総合支援法の サービスガイドブックについて

平成25年4月1日に施行された「障害者総合支援法」では、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、障害のある方々が地域で、共通のサービスを受けられるようになりました。

身体・知的・精神障害・難病等のある方（児童含む）が利用するサービスやサービスを提供する事業者を選んで契約を結び、サービスにかかる費用のうち9割（施設利用時の居住費及び食費は除く）を市区町村が支援します。

この「障害者総合支援法のサービスガイドブック」では内容を出来るだけ簡単に説明しています。詳しくお知りになりたいとき、またご不明なところがある場合は市役所へお問い合わせください。

自立を支援するサービスについて・・・・・・・・・・P 2

サービス利用者負担について・・・・・・・・・・P 3

障害福祉サービス（18歳以上）について・・・・P 4

障害福祉サービス（18歳未満）について・・・・P 6

地域生活支援事業について・・・・・・・・・・P 8

自立支援医療について・・・・・・・・・・P 10

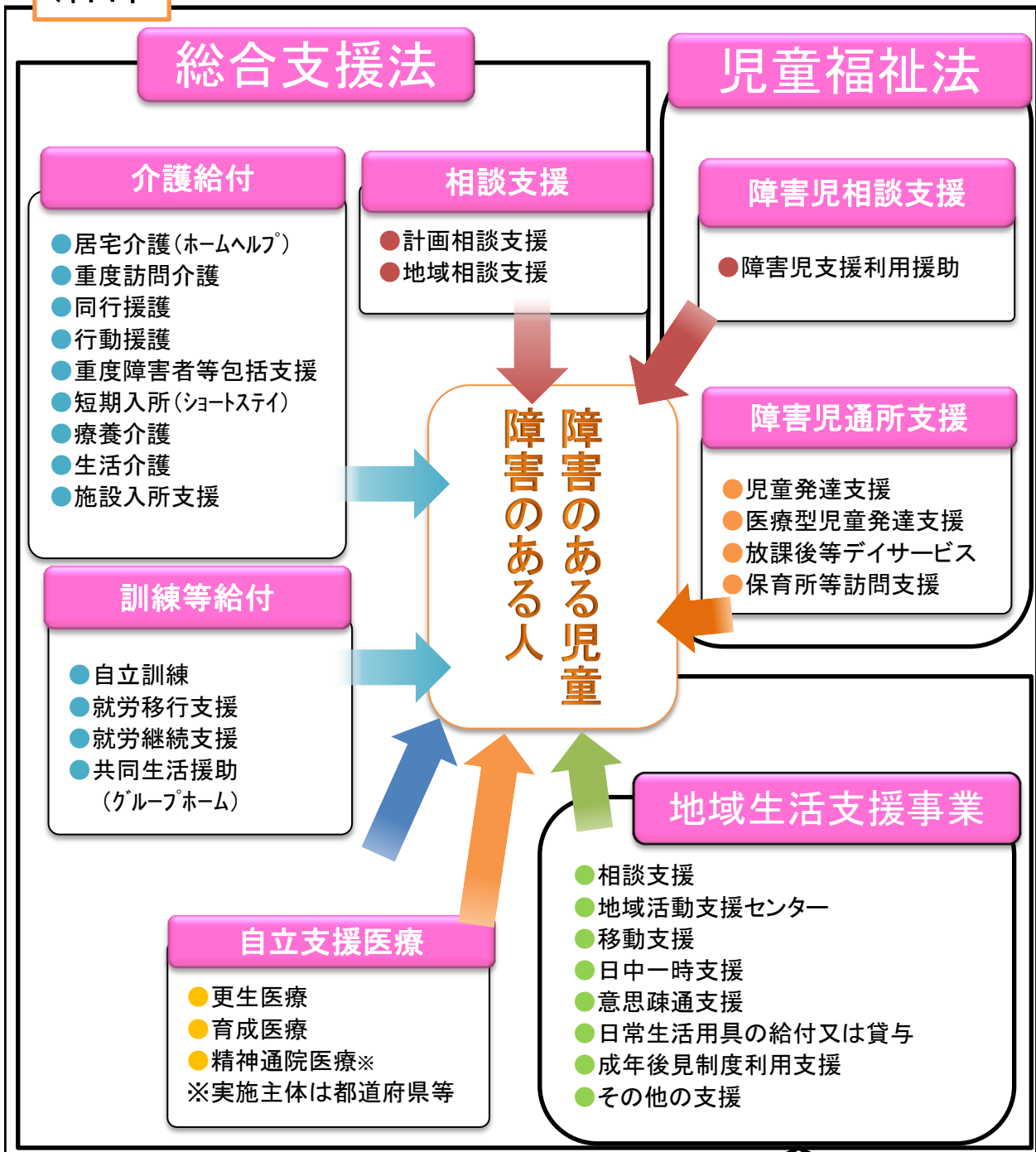
補装具について・・・・・・・・・・P 12

津山市近辺の事業所の所在地図について・・・・P 14

自立を支援するサービスについて

自立を支援するサービスにはつぎのようなものがあります。

津山市



岡山県

- 相談支援専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

サービス利用者負担について

サービスを利用した場合、原則として費用の1割の負担が発生します。

ただし、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて1ヶ月の上限額が決められています。

18歳以上の障害のある人の負担上限額一覧表

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税 非課税世帯	0円
一般1	市町村民税 課税世帯(所得割16万円未満) ※施設入所者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

障害のある児童がいる世帯の利用者負担上限額一覧表

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯		0円
低所得	市町村民税 非課税世帯		0円
一般1	市町村民税 課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

※上記の世帯とは

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害のある方 (施設入所の18歳、19歳の人を除く)	障害のある人とその配偶者
18歳未満の障害のある児童 (施設入所の18歳、19歳の人を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、補装具を購入または修理した場合、あるいは介護保険のサービスを併せて利用している方がいる場合は、合算した額が上記の限度額を超えている分だけ、「高額障害福祉サービス等給付費」として支給されます。

●利用者負担や食事等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合は、負担上限月額が軽減されます。

施設でサービスを利用したとき

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱費などは全額自己負担です。

※施設入所者で負担区分が生活保護、低所得の方は自己負担が軽減される場合があります。

障害福祉サービスの種類(18歳以上の人)

個々の障害のある方々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われます。

「障害福祉サービス」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」などがあります。

なお、「障害福祉サービス」を受ける場合は、計画相談支援事業所の相談支援専門員に「サービス等利用計画」を立ててもらふ必要があります。

サービスの種類

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 また、通院等の際の介助もこちらに含まれます。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型…雇用型／B型…非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援、 継続サービス利用支援)	障害福祉サービスや地域相談支援を利用するすべての障害のある方、又は障害のある児童が適切なサービスを受けられるようマネジメントし、サービス等利用計画を作成、モニタリングします。
	地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)	入院や入所から地域生活に移行する準備のために必要な外出への同行支援や入居に関する援助を行います。また、24時間対応の相談体制を取るなどし、地域移行した人や単身などで生活が不安定な方が地域生活に定着できるよう継続支援を行います。

申請に必要なもの(新規申請の場合)

- ・印鑑(認印)
- ・障害者手帳(身体、療育、精神)、または特定疾病受給者証等
- ・**個人番号カードまたは通知カード**

※その他、申請されるサービスの内容により聞き取り調査や追加資料が必要となる場合があります。

サービス申請の流れ(18歳以上の人)

① 相談・申請(新規・変更・更新)

- (1) サービスを利用・相談したい場合、相談支援専門員に相談してください。
(相談支援事業所一覧:P.3~P.4参照)
- (2) 利用したいサービスが決まったら市役所にて申請手続きをしてください。

区分認定が必要なサービスの場合

区分認定が不要なサービスの場合

② 調査

- (1) 申請後、認定調査員が本人のところへ行き、質問や聞き取り調査を行います。
- (2) 市役所から主治医に医師意見書の記載を依頼します。

③ 区分認定

- ②の認定調査内容や医師意見書を基に、審査会にて障害支援区分を決定します。

④ 支給決定

- ①相談支援専門員にサービス利用計画案を作成してもらい、市役所へ提出してもらいます。
- ②市役所にて最終的なサービス利用の支給決定を行います。
認定されれば通知やサービス受給者証等が郵送されてきます。

⑤ 契約

- ①(相談支援専門員と相談しながら)本人が利用したいサービス提供事業所を決め、本人と事業所とでサービス利用契約をします。

⑥ サービス利用

- ①サービス利用計画にあるように、サービスを利用します。
- ②利用料負担が発生する場合、サービス事業所に利用料を支払います。

⑦ モニタリング/サービスの見直し

- ①体の具合や生活環境が変わりサービス内容を変えたい場合は相談支援専門員に相談してください。
- ②サービス利用の有効期限終了前には市役所から更新案内が本人へ送られてきますので、更新をご希望の場合は相談支援専門員に相談の上、市役所にてお手続きください。

障害児福祉サービスの種類(18歳未満の人)

対象となる児童: 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)

※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

■平成27年4月より障害児通所支援等を初めて利用したり、継続して利用するためには必ず「障害児支援利用計画」の作成が必要となります。

サービスの種類

障害児相談支援	
障害児支援利用援助	初めて障害児通所支援を利用する場合の申請において、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。 利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	既に利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の内容等の見直し(モニタリング)を行います。 また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

障害児通所支援	
児童発達支援	通所を基本とし、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。
医療型児童発達支援	児童発達支援のサービスに加え、医療機能を有するセンターによる治療を提供します。
放課後等デイサービス	幼稚園及び大学を除いて、就学している障害のある児童に、学校終了後又は休業日において、生活能力向上に必要な訓練や余暇の提供を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中又は利用を予定している障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のために必要とする専門的な支援、助言などを行うために現場を訪問します。

障害児入所支援	
福祉型障害児入所施設	施設入所を基本とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与等のサービスを提供します。
医療型障害児入所施設	福祉型障害児入所施設のサービスに加え、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を提供します。

申請に必要なもの(新規申請の場合)

- ・印鑑(認印)
- ・障害者手帳(身体・療育・精神) ※お持ちの場合のみ
- ・**個人番号カードまたは通知カード(親・子)**

※上記手帳を持たれてない場合、児童相談所での判定結果や保健師または医師の意見書が必要になります。

※申請時に窓口で聞き取り調査をさせていただく場合があります。

サービス申請の流れ(18歳未満の人)

① 相談・申請(新規・変更・更新)

市役所本庁または各支所の市民生活課にて、障害児通所支援及び障害児支援利用計画の申請手続きをします。

② 相談支援事業所との契約

希望する指定障害児相談支援事業所に障害児支援利用計画(案)の作成を依頼し、契約します。

③ 利用計画(案)の作成・提出

相談支援専門員が自宅等を訪問・面接して障害児支援利用計画(案)を作成し、市役所へ提出します。

④ 支給決定

- (1) ③で提出された障害児支援利用計画(案)の内容を勘案し、市役所にて最終的なサービス利用の支給決定を行います。
- (2) 認定されれば通知やサービス受給者証等が郵送されてきます。

⑤ サービス担当者会議

利用者・相談支援専門員・関係事業所等が集まり、利用に向けて担当者会議を行います。

⑥ 利用計画の作成・提出

相談支援専門員が④の支給決定内容や⑤のサービス担当者会議に基づき、障害児支援利用計画を作成し、市役所へ提出します。

⑦ サービス利用

⑥で作成した障害児支援利用計画に基づき、障害児通所支援事業所でサービスの利用を開始します。

⑧ モニタリング／サービスの見直し

相談支援専門員が、定期的にサービスに利用状況を確認し(モニタリング)、障害児支援利用計画の見直しを行います。

地域生活支援事業について

障害のある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、実施する事業です。地域で、生活する障害のある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、障害福祉サービスと地域生活支援事業とで両方の支給条件に該当する場合、障害福祉サービスの方が優先となります。

対象者の条件や利用料、また事業内容等の詳細については、市役所にお問い合わせください。

事業の種類

事業名	サービスの利用料	内容
相談支援事業	無料	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
コミュニケーション支援事業	無料	聴覚、言語障害、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の人の意志疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	原則、1割負担 及び補助基準額超過分 (ただし、市町村民税の課税状況により月額負担上限額設定)	重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	サービスの1割負担 (ただし、生活保護世帯及び低所得世帯は0円)	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
地域生活支援センター I 型事業	無料	障害のある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
日中一時支援事業	サービスの1割負担 (ただし、生活保護世帯及び低所得世帯は0円)	障害のある方の日中における活動の場を確保することで、家族の就労や社会参加、介護者の一時的な休息を提供します。
成年後見制度利用支援事業	無料	障害等により、判断能力が低下した方に代わって、契約や財産の管理などを支援する制度です。
その他の事業	制度ごとに異なります	社会参加促進事業、自動車運転免許取得等の助成ほか

利用者負担区分と負担上限月額

区分

生活保護

低所得

一般

世帯の収入状況

生活保護受給世帯

市町村民税非課税世帯

上記以外

負担上限月額

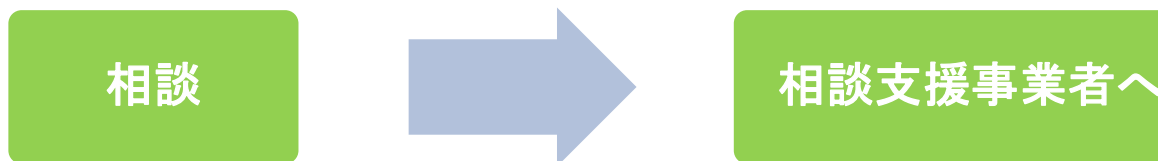
0円

0円

サービスの1割

地域生活支援事業の申請の流れ(例)

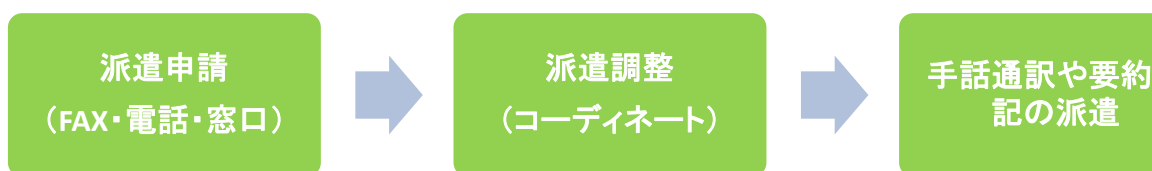
相談支援事業



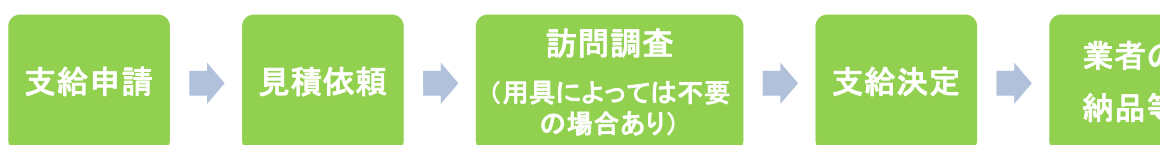
移動支援事業・日中一時支援事業・地域活動支援センター I 型事業



意思疎通支援事業



日常生活用具給付等事業



自立支援医療について

自立支援医療には、以下の3つの医療制度があります。

更生医療

18歳以上の身体に障害のある方で、指定自立支援医療機関における入院・手術・外来通院により、確実な治療効果が期待できる医療に対し給付される医療制度です。

育成医療

18歳未満の身体に障害のある児童で、指定育成医療機関における入院・手術・外来通院により、確実な治療効果が期待できる医療に対し給付される医療制度です。

精神通院医療

精神疾患を理由として指定自立支援医療機関において外来通院医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の一部が給付される医療制度です。

(※入院医療は対象外となります。)

自立支援医療の利用者負担と軽減措置

- 基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々(高額治療継続者...『重度かつ継続』)にもひと月当たりの負担に上限額を設定して、負担の軽減をします。
- 世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
- 入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については、入院と通院の公平を図るため原則自己負担となります。

自立支援医療の自己負担について

自己負担については原則として医療費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定します。また、入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については原則自己負担です。

世帯の種類	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯 (本人分のみ)		市町村民税(均等割、所得割)課税世帯 (国保:保険世帯全員分 / 社保:被保険者のみ)		
		本人収入 ≤80万円 (合計所得or 年金収入)	80万円< 本人収入 (合計所得or 年金収入)	同一保険世帯の市町 村民税(所得割)合算 <3万3千円 ※均等割のみの場合も 含む	3万3千円≤ 同一保険世帯の市 町村民税(所得割) 合算 <23万5千円	23万5千円≤ 同一保険世帯の 市町村民税(所得 割)合算
区分	生活保護(A)	低所得1(B1)	低所得2(B2)	中間所得1(C1)	中間所得2(C2)	一定所得以上(D)
自己負担 上限額	0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担限度額		公費負担対象外
				※重度かつ継続の場合↓↓↓		
				5,000円	10,000円	20,000円

※「重度かつ継続」の範囲

疾病、症状等から対象となる者

●更生医療・育成医療

- …①腎臓機能 ②小腸機能 ③免疫機能 ④心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)
⑤肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者

●精神通院

- …①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の
②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

●更生医療・育成医療・精神通院

- …医療保険の多数該当の者

補装具について

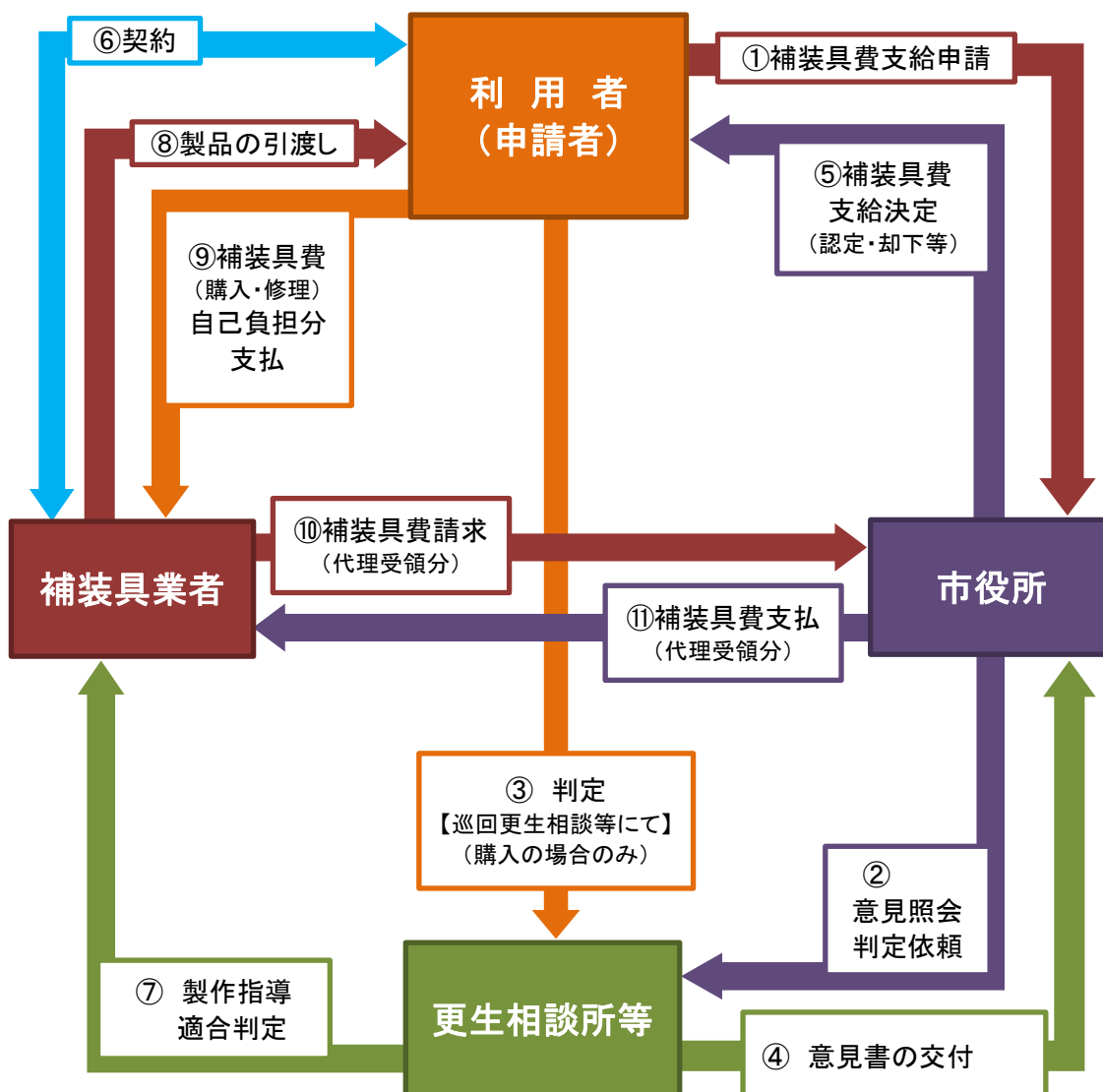
障害者等の身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等です。
(義肢、装具、車いす、補聴器等)

補装具費の支給について

利用者負担についても定率負担となり、原則として1割を利用者が負担することとなります。
ただし、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

障害者本人又は障害のある児童の保護者からの申請に基づき、市が支給決定を行います。

補装具費支給の仕組み(代理受領方式)



補装具費支給制度の利用者負担

補装具の購入・修理に関しては、それぞれ補助基準額が定められています。

補装具費支給制度の利用者負担は、原則として補助基準額の定率(1割)となっています。

また、基準額を超過する場合には基準超過分の自己負担が別途発生します。

なお、世帯の所得に応じて次の3区分の負担上限月額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	利用者負担	負担上限月額 (1月当たりの1割負担分 合計の上限額)
生活保護	生活保護世帯	基準超過分のみ	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	基準超過分のみ	0円
一般	市町村民税課税世帯	1割+基準超過分	37,200円

●生活保護への移行防止について

…上記の負担軽減措置を講じても、定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

●所得制限について

…世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合には、公費負担の補助の対象外となります。

注意事項

◎補装具費の支給は、身体障害者手帳の所持が前提になります。

障害部位により、対象となる装具品目が限られますので、事前にご確認ください。

◎購入または修理を行う前に申請が必要です。

公費負担補助の利用を受けたい場合は必ず事前にご相談ください。

※申請前に自費等で装具の購入・修理を行った場合、公費負担の補助の利用はできません。

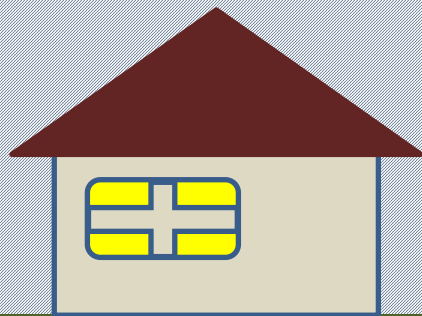
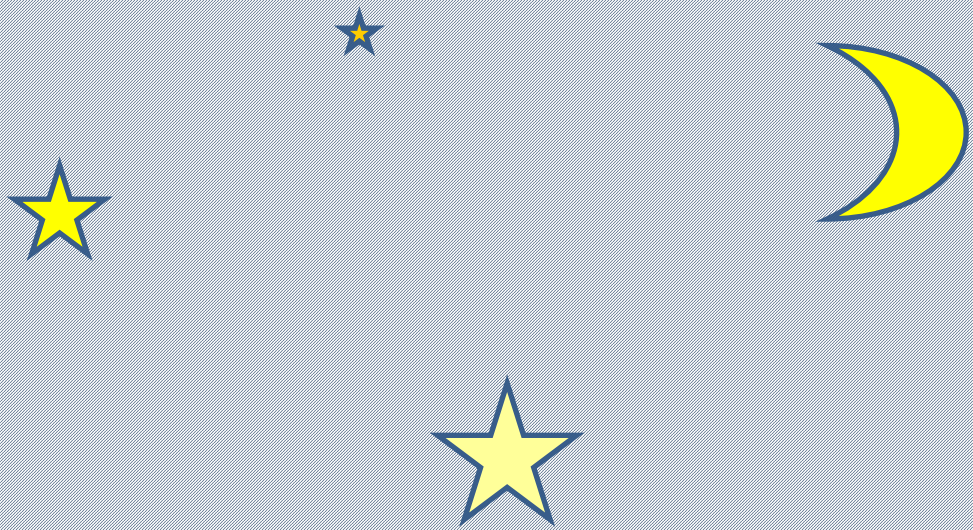
◎リハビリ等で使用する医療用の装具は医療保険が適用されるため、福祉の公費負担の補助の対象外となります。

◎介護保険該当の方(1号・2号被保険者)は、介護保険による福祉用具貸与等が優先されます。

ただし、身体的理由等によりレディメイド(既製品)が使用できない場合には、オーダーメイドの購入・修理に関して福祉の公費負担の補助対象となる場合があります。

◎補装具の品目ごとに耐用年数が定められています。

耐用年数を経過していない補装具の再支給は原則として認められていません。



平成28年8月

発行 津山市社会福祉事務所障害福祉課

〒708-8501 津山市山北520

TEL.0868-32-2067 FAX.0868-32-2153

お問い合わせ先

本庁障害福祉課 TEL.0868-32-2067

加茂支所 TEL.0868-32-7032

阿波出張所 TEL.0868-32-7042

勝北支所 TEL.0868-32-7023

久米支所 TEL.0868-32-7012